



おめでとうございます

平成24年度 長野県ふるさとの森林づくり賞・長野県林業関係ポスター等コンクールにおいて、佐久地域からは6名の方が受賞されました。

◆長野県ふるさとの森林づくり賞

【森林づくり推進の部】

長野県獣友会長賞 新津虎芳様（北相木村）

◆長野県林業関係ポスター等コンクール

【国土緑化・育樹運動ボスターの部】

長野県教育委員会賞 高橋匠様（若村田高等学校）

【野鳥巣箱製作の部】

長野県緑の基金理事長賞 今井裕之様（立科小学校）

【野鳥愛護ボスターの部】

長野県獣友会長賞 長谷川香苗様（田代高等学校）

【野鳥巣箱製作の部】

長野県緑の基金理事長賞 伊藤優様（若村田高等学校）

同

佐々木梓様（田代高等学校）



★右の2作品は全国コンクールに推薦されました。



長谷川香苗様作品 高橋匠様作品

立木を伐採する場合、事前に 市役所または町村役場に届け出ましょう

～伐採および伐採後の造林の届出制度～

自分の山の木なり、自由に伐つてもいい。こんなふうに思っている森林所有者の方がいらっしゃるかもしれません。たとえ自分の山でも森林（保安林を除く民有林）を伐採するときは、「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。水源の涵養など森林の働きを高度に発揮させるためには、適切な森林施業が欠かせません。このため市町村では地域の森林整備のグランデデザインとなる市町村森林整備計画を作成し、指針を示しています。この届出制度は、①森林の伐採や造林が市町村の指針に基づいて適正に行われ、②地域の森林資源量を把握するために必要になります。届出書は、伐採を始める90日前から30日前までに、伐採する森林がある市役所または町村役場に必ず提出してください。

※無届出の場合や変更命令等に従わない場合は、森林法に基づく罰則が適用されますが、ご注意ください。

事前に地方事務所へ 必要な手続きをしてください

～保安林の伐採届出、作業許可について～



保安林内で立木を伐採したり間伐を行つたりする場合、2週間前までに地方事務所へ届出をすることが必要になります。

また、保安林内で土地の形質を変更する等の行為を行う場合、30日前までに地方事務所へ許可申請を行い、許可を受けねばならないほか、許可の申請等に必要な書類や保安林区域の確認等詳しいことは、事前に地方事務所林務課にお問い合わせください。

森林の所有者がわからないと、①行政が森林所有者に対して助言等ができるず、②事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない等の懸念があることから、森林の土地の所有者の把握を進めることで、森林法改正により新たな届出制度が設けられました。

個人が法人化によらず、売買契約のほか、相続、贈与等により森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として「森林の土地所有者の届出」が必要となります。届出書は所有者となつた日から90日以内に、取得した土地がある市役所または町村役場へ提出してください。

※県が作成する地域森林計画の対象となっている森林が届出の対象となります。登記上の地図にないか、森林の状態となっている土地は届出の対象となる可能性が高いのですが、注意ください。

※届出をしない、または虚偽の届出をしたときは10万円以下の過料が科されることがありますので、お手のところ注意ください。

※下刈り、枝打ち、除伐については許可申請、届出は不要です。

※これらの手続きを行わずに立木の伐採や土地の形質を変更する等の行為を行つた場合は、森林法に基づく罰則が適用されますので、注意ください。